

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)
516017	26年4月6日	26年4月30日	26年5月16日	国外運転免許証の署名に漢字を使えるようにすべき	国外運転免許証の署名を筆記体のアルファベットで記入するように求める規制は、漢字での署名も可としているパスポートの署名と一貫性がなく、早急に見直すべきである。署名はパスポートやクレジットカードと同一のものを使用するのが面前的の本人確認に使用する観点からも適切と考えます。	個人	警察庁	我が国が批准している道路交通に関する条約(以下「条約」という。)附属書10により、国際運転免許証の記入事項はラテン文字又はいわゆる英国風の筆記体文字で記載することとされ、道路交通法施行規則別記様式第22の7において、記入事項はローマ字つづり又は英語で記載することとされています。	条約第24条第1項、同条第2項、附属書10 道路交通法施行規則第37条の7、別記様式第22の7	対応不可	条約附属書10において、国際運転免許証の記入事項はラテン文字又はいわゆる英国風の筆記体文字で記載することとされていることを踏まえ、道路交通法施行規則別記様式第22の7においても、我が国において発給される国際運転免許証(道路交通法上の国外運転免許証)についてローマ字つづり又は英語で記載することとしているものです。そのため、国外運転免許証に日本語で署名を記載した場合、国際運転免許証としての要件を満たさなくなり、条約締約国で自動車等の運転ができなくなることから、対応は困難です。
523018	26年4月21日	26年5月14日	26年5月23日	観光ビザのさらなる発給要件緩和	東南アジア諸国の旅行者に対するビザ発給要件が昨年7月から緩和され、訪日外国人数も増加したところである。訪日外国人客増大に向け、観光ビザの発給要件のさらなる緩和や免除を進められたい。	大阪商工会議所	警察庁 法務省 外務省	ご提案の具体的内容に記載のとおり、2013年7月よりASEAN諸国人に対する査証緩和措置を行ってきており、カンボジア及びラオス国民に対し、2013年11月18日より短期滞在数次査証を導入し、ミャンマー国民に対し、2014年1月15日より短期滞在数次査証を導入しております。また、インドについては一般旅券所持者に対する短期滞在数次査証の導入を決定しております。現在、具体的な開始日を含め、関係省庁と細則について検討しているところであります。	外務省設置法	検討に着手	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。
530024	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	役員を受益者とする自社株式交付スキーム(役員株式交付信託)の受益者確定時の本人確認免除	・従業員および退職者を受益者とする自社株式交付スキーム(従業員株式交付信託)の受益者確定時においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「収収法施行規則」という。)第3条第6号の規定に基づき、受託者による受益者の本人確認が不要とされている。 ・従業員株式交付信託と同じ仕組みをとる役員向け制度である役員株式交付信託においても、同様に、受益者確定時において、当該受益者が導入企業(委託者)の役員である場合(受益者確定日が退任日であるものを含む。)は本人確認を不要としていただきたい。 ・役員株式交付信託は、役員報酬に係る会社法上の手続を経た上で、役員もしくは退任者に報酬として自社株式を交付するための信託であり、導入企業の役員または退任者が受益者となる。 (1)会社の業績の向上を目指すインセンティブを経営陣に付与するため、会社の業績と連動する役員報酬の活用が資本市場において求められている中、役員株式交付信託における本人確認の事務負担を軽減し、役員への株式交付の手続に要する期間を短縮することは、インセンティブの付与を達成する役員報酬の多様化を図るものであり、資本市場における期待に応える制度改正となる。 (2)受益者が役員の場合、交付対象者や交付先口座は、企業の協力のもと確認するため、仮名によりマネロン等に利用される危険性が低く、本人確認の意義は小さい。 (3)収収法施行規則第3条第6号で従業員株式交付信託の受益者は本人確認の対象から除外されているところ、受益者が従業員か役員かの違いで取扱いを異にする合理性はなく、同様の信託の仕組みを活用する役員株式交付信託の受益者も同様の取扱いが許容されるのが公平であると考えられる。 以上のことから、収収法施行規則第3条の「信託の受益者から除かれる者に係る契約」として以下の契約を追加頂きたい。 「株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社が、役員への株式報酬制度(インセンティブ・プラン等)と認められる範囲で、対象役員(株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の役員をいう。)に株式又は現金の交付を行うことを目的とした信託契約」	一般社団法人信託協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等間で特定取引(信託取引を含む)を行う際は、原則、本人特定事項等の確認(取引時確認)を義務付けられています。顧客等には、「信託の受益者」も含まれていることから、特定事業者は、役員への株式報酬制度に係る信託取引を行う際は、「信託の受益者」の取引時確認を行わなければならないこととされています。一方、犯罪による収益の移転に利用されるおそれが少ないと認められる信託契約(信託を利用した従業員持株制度等(日本版ESOP)に係る信託取引等)については、取引時確認の対象となる「信託の受益者」から除外されています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第2条、第4条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第5条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第3条	対応不可	役員株式交付信託については、株式交付規程を取締役会決議により制定すること等から、従業員株式交付信託と異なり、株式の給付、資金の拠出等において役員の意向が反映され、株式の給付等が役員の自由な管理下にならないとは言えないため、受益者である役員によって、犯罪による収益の移転に利用されるおそれが少ないとまでは言えないと考えられます。したがって、役員株式交付信託を「信託の受益者から除かれる者に係る契約」として追加することは困難であると考えます。
530028	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	税金・公金・公共料金の収納における銀行等の本人確認、記録保存義務の緩和	A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。 B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。 【提案理由】 銀行では、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金の支払いについて取引記録の保存が求められ、公共料金の支払いについて本人確認(取引時確認)および取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。 このため、同じサービスを行っているにもかかわらず、銀行で支払う場合はお客様に本人確認にご協力いただく必要がある、税金の収納票等で金融機関控えがない場合に取引記録の作成に協力いただくなど、過重な負担を強いている。この対応の違いをお客様に説明する事にも苦慮し、窓口の事務負担増の要因となっていることから、以下について検討いただきたい。 A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。 そもそも本人確認や取引記録の保存は、マネー・ロンダリング防止のための規制である。税金・公金の納付がテロ資金供与やマネー・ロンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はない。 B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。 公共料金については、収納先が電力会社、電話会社など公共性の高い特定の会社に限定されているうえ、支払われる資金もこれらの利用料金であることが明確であり、悪用されることは考えにくい。このため、公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とすべきである。 なお、所管官庁より、「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」、「国・地方公共団体以外の団体・組織への振込みについて、テロ資金供与やマネー・ロンダリングのおそれが全くないと客観的かつ容易に判断することは困難」との回答があったが、そうした点はコンビニによる収納においても同様のはずである。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等間で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際には、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けられています。国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係る取引は、取引時確認対象取引から除外されています。また、特定事業者は、特定業務(特定事業者が行う業務)を行った場合には、少額の取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条、第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条、第19条	対応不可	A. 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、事後的にテロ資金供与やマネー・ロンダリングに係る取引に関する資金トレースを可能とする必要があります。また、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入については、疑わしい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。したがって、税金・公金における取引記録の保存を不要とすべきとの提案を受け入れることは困難であると考えております。 B. 公共料金の支払いに係る取引時確認及び取引記録を不要とすべきとの提案については、国・地方公共団体以外の団体・組織への振込みについて、テロ資金供与やマネー・ロンダリングのおそれが全くないと客観的かつ容易に判断することは困難であることから、要望を受け入れることは困難であると考えております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)
530029	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	成年後見人による取引の本人確認義務の緩和	成年後見人による取引の場合、銀行による被後見人の本人確認を不要とし、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみとする。 【提案理由】 成年後見人が被後見人の財産を管理するため、被後見人名義の口座開設等を行う際、銀行は被後見人の本人確認(取引時確認)を行うため、成年後見人に対し被後見人の本人確認書類の提示を求める。この時、成年後見人が被後見人の本人確認書類として健康保険証や免許証等を用意できない場合、成年後見の事実を証する登記事項証明書や家庭裁判所の審判書を提示することになる。 登記事項証明書等での本人確認の場合、銀行には犯罪収益移転防止法の定めにより、当該書類の確認に加え、書類に記載された被後見人の住所あてに書留郵便などで取引関係書類を送付することが義務付けられる。しかし、被後見人が入院等で自宅におらず、取引関係書類が返送されてしまうことも多い。この場合、本人確認が完了しないため、銀行はお客様のニーズがあるにもかかわらず、同法により被後見人名義の口座を開設できない。少なくとも、登記事項証明書等での本人確認の場合に、郵送確認を省略する取扱いを認めてほしい。 そもそも成年後見人は、被後見人である「本人」の取引に支障があるからこそ、法律の規定により家庭裁判所に法定代理人として選任されたのであり、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみを行う取扱いであったとしても、犯罪収益移転防止法の趣旨に反するものではないと考えられる。 所管官庁からの回答に「破産管財人のように、～裁判所の監督を受ける等の特殊な事情がある場合には、犯収法施行規則第4条第1項第13号口に規定する『これに準ずる者』に該当し、顧客等本人及び代表者等のいずれについても本人特定事項の確認は不要」とあるが、成年後見人はその任免に裁判所が関与する等の点で「これに準ずる者」に該当するとも考えられる。 成年後見人から被後見人名義の口座が開設できないことへの苦情が銀行窓口寄せられるケースもあり、実現が困難な場合、成年後見人に対し、犯収法の規定の趣旨等を改めて周知いただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第14条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府 総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条、第15条	対応不可	犯罪収益移転防止法においては、顧客等本人と取引の任に当たっている者(代表者等)が異なる際、仮に双方について本人特定事項の確認を行わなければ、取引の対象となる財産が真に顧客等本人の財産であるのか、顧客の代理人として行動しようとしている者の財産であるのかが不明瞭な場合、資金トレースは不可能となることから、国や地方公共団体のように実在性が明確である顧客等以外については、実際に取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等本人と代表者等の両方の本人特定事項の確認を行うことを義務付けることとしています。 このことは、代表者等が法定代理人である場合についても異なることから、法定代理人が存在することをもって直ちに顧客等本人を本人特定事項の確認の対象から除外することは、困難であると考えます。 また、破産管財人については、破産管財人が破産者の有する預金等の債権の支払を受ける場合に、支払を受けた財産が破産者の管理下に置かれることなく、破産財団に組み込まれ平等な弁済手続に付されることや、その手続は常に裁判所、債権者等による監督を受けること等の特殊な事情があることから、例外的な取扱いを認めたものです。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第13号口の「これに準ずる者」は、財産処分等の手続が裁判所による同様の監督に置かれている特別清算人等が想定されているものであり、成年後見人は破産管財人や特別清算人に比して裁判所による監督が限定的であるため、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第13号口の「これに準ずる者」には当たらないと考えます。	
530124	25年11月18日	26年1月10日	26年3月31日	緊急車両の優先的給付	【提案の具体的内容】インフラ復興・被災者支援等の緊急車両への優先的な給油を図る施策を実施すべきである。 【提案理由】大震災時における緊急車両の通行に関しては、災害対策基本法に定められている。しかしながら、給油が受けられず、実際には運行できない可能性があるため。	(公社)関西経済連合会	内閣府 警察庁 総務省 経済産業省	経済産業省は東日本大震災での教訓を踏まえ、災害時に営業に支障の無い範囲で緊急車両に対して優先給油を行う災害対応型中核給油所(中核SS)を、自家発電設備等の導入の補助事業を通じて、全国約1,700カ所整備を進めているところです。また中核SSは石油の備蓄の確保等に関する法律における届出の対象になっています。	石油の備蓄の確保等に関する法律第27条	現行制度下で対応可能	中核SSについては、地元都道府県庁の推薦等を必要とする仕組みにより整備を進めることで、国単独ではなく地方自治体と連携して災害時の燃料の安定供給体制を構築しております。また中核SSにおける優先給油の対象は、パトカー・消防車・救急車等、赤色灯を点灯し、サイレンを鳴らしながら走行する車両や都道府県知事又は都道府県公安委員会が交付する緊急通行車両確認標章を掲げている緊急通行車両等を想定しています。
620011	26年5月9日	26年5月30日	26年6月20日	国家戦略特区で認められる外国人旅行者へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特別措置を、全国に適用拡大すること	外国人観光客の飛躍的な増大と地域の強みを活かした観光産業の振興を図るため、国家戦略特区で認められる外国人観光客へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特別措置について、全国に適用拡大すること。	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	【法務省】 出入国審査手続の迅速化については、上陸審査場の場内整理員として審査ブースコンシェルジュという形で民間の力を活用しているほか、事前に利用希望者登録を行った日本人と我が国に在留資格をもって在留する外国人のうち一定の条件を満たす者に対し自動化ゲートを使用した審査手続を行い、少しでも上陸審査手続が円滑かつ迅速に行えるように努めています。 【外務省】 国家戦略特区については、平成26年5月1日に区域を定める政令が公布され、それぞれの区域方針が出されております。	出入国管理及び難民認定法第6条第2項、第3項、第7条第1項、第25条第1項、第60条第1項、第61条	【法務省】 対応不可 【外務省】 事実認識	【法務省】 出入国審査手続の迅速化について、現時点において、国家戦略特区で認められた施策はなく、したがって全国拡大する施策もありません。引き続き、審査ブースコンシェルジュの活用及び自動化ゲートの利用の促進等により、入管手続の迅速化を図ってまいります。 【外務省】 現時点では、国家戦略特区の区域方針が出された段階であり、外国人観光客へのビザ発給要件の緩和について、国家戦略特区で認めているというものはありません。
620013	26年5月9日	26年5月30日	26年6月20日	重度の要介護者の介護は予定した時間どおりに済まないため、警察署長の許可を受けた訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること	①訪問看護・訪問介護等の現場において、重度の要介護者の介護が予定した時間どおりに済まない実態に合わせ、警察署長の許可を得た訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること。 ②今後、介護サービスを必要とする高齢者が急増することが明らかであり、訪問介護用車両は郵便配達や医師の往診などと同等に公共性が高いため、駐車禁止の除外車両の対象とすることが望ましい。	日本商工会議所	警察庁	道路交通法第4条第1項及び第2項、第45条第1項ただし書、都道府県公安委員会規則	現行制度下で対応可能	駐車禁止の交通規制から除外する措置については、日時や場所・交通状況の如何を問わず駐車可能にするものであることから、交通の安全と円滑を図るため、対象車両を緊急自動車等、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定の場所に駐車する必要がある車両等とすることとしており、あらかじめ訪問場所が特定されている訪問看護等の車両について、その対象とすることは困難です。他方、訪問看護や訪問介護に使用する車両の駐車許可については、用務の性格上、駐車日時をあらかじめ特定することが困難な場合があることを考慮し、駐車場所付近の交通状況等を勘案した上で、御指摘の点も含めて、柔軟な対応を図ることとしていますので、駐車禁止場所を管轄する警察署に御相談ください。	